

### 3. 品 質

医学・栄養学的見地からみて、物性面・栄養面が配慮され、乳児および幼児が摂食するに適したものであること。

#### 3-1 ナトリウム

摂食時におけるナトリウム含量は、別に定める試験法により試験したとき、乳児に供する食品にあつては100g 当り 200mg 以下、幼児に供する食品にあつては100g 当り 300mg 以下であること。ただし果実類への食塩の添加は認めない。